

## 平成 25 年度衛生研究所研究課題外部専門家との意見交換結果

### 1. 意見交換の開催日

開催年月日：平成 25 年 8 月 29 日

### 2. 外部専門家名簿

所属・役職	氏名
国立病院機構三重病院臨床研究部 国際保健医療研究室長	谷口 清洲
独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事	小川 康恭
千葉大学大学院医学研究院分子ウイルス学教授	白澤 浩

### 3. 意見および対応方針

#### (1) 事前評価

研究課題番号	25-01
研究課題名	公衆衛生分野の分子疫学的解析における次世代シーケンサーの有用性
研究期間	平成26年度～平成28年度
研究概要	近年、次世代シーケンサーと言われる、ヒトの全ゲノムを一日で解析可能なシーケンサーが開発され普及しつつあり、これまで不可能であったヒト・ヒト感染事例の特定のために全ゲノム解析を行うことが可能となってきた。本研究では、次世代シーケンサーにより全ゲノムを解析し、そのデータを用いた分子疫学的解析に用いることの有用性を調査する。
主な意見	対応方針
①研究所の疫学部門との情報共有、共同解析などの協力体制が必要である。 ②感染症対策の方法論の開発のため、是非、他の都道府県と協力しながら進めることを検討していただきたい。	①当所の感染疫学研究室とは常に連携を取って業務を行っており、本研究で使用する菌株は、細菌研究室の分子疫学的解析データと感染疫学研究室の疫学情報解析結果を勘案して決定する予定である。 ②得られる研究資金の額にもよるが、他の都道府県で分離された菌株についても解析していく予定である。

研究課題番号	25-04
研究課題名	呼吸器感染症起因ウイルスの動向把握 - インフルエンザ様疾患について -
研究期間	平成26年度～平成27年度
研究概要	県内のインフルエンザ様疾患（ILI）の原因ウイルス探索は、これまで行われていない。医療機関からの検体について、ILI 起因ウイルスの検出を試みその動向を調査する。さらに、分子系統樹解析によりウイルスごとの遺伝子情報をデータベース化し、呼吸器感染症サーベイランの強化を進める。
主な意見	対応方針
<p>目的を明確にされる方がよいと思われる。限られた予算と研究資源の中で、有効な成果を上げるためには、標的（対象疾病、対象病原体）を絞っていくことが必要と思われる。</p>	<p>対象病原体は変更せず、対象疾病として <b>Influenza-like illness(ILI)</b>に焦点を絞って実施する。検体採取方法（*）は、想定している医療機関に依頼し検体数を確保する。</p> <p>*基本的にはインフルエンザウイルス簡易キット陰性検体を対象とするが、非流行期に関してはこの限りではない。</p>

(2) 事後評価

研究課題番号	19-09
研究課題名	県内温泉掘削井（大深度掘削含む）の泉質及び化学成分に関する経年変化
研究期間	平成20年度～平成24年度
研究概要	県内の各地区から掘削深度、泉質等を考慮したうえで10定点を選定し、それらの定期的な調査（現地調査及び試験室分析）を実施し、温泉成分の経年変動状況を調査した。
主な意見	対応方針
①研究目的を明確かつ具体的にしていた だくと良いと思われる。  ②本成果に基づき、a)長期変動（10年 間隔の変動）と短期的変動（2年間隔の 変動）の比較検討を是非進めていただき たい。b)源泉成分検査の適切な間隔を検 討されることを期待する。	①経年変動状況について科学的根拠に基づいた情報を示すことによって、温泉成分の再分析の推進及び、利用者が県内の温泉を安心して利用できる環境作りの推進を目的とする。  ②これまで、a)長期変動及び短期変動の各々については学会発表を行ってきたが、比較検討は行っていないため、今後進めて行きたい。b)適切な検査間隔の検討については進める方向で考えたい。

研究課題番号	22-06
研究課題名	コロナCAD検出器を用いた住宅用洗剤・家庭用洗剤の分析法の検討
研究期間	平成23年度～平成24年度
研究概要	住宅用洗剤等（酸性・塩基性洗剤製品）に含まれる規制対象及び対象外成分の迅速かつ簡易な分析法を検討し、高速液体クロマトグラフ荷電化粒子検出器（HPLC-Corona CAD）による陰イオン（NO <sub>3</sub> <sup>-</sup> , Cl <sup>-</sup> , PO <sub>4</sub> <sup>3-</sup> , SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> ）・陽イオン（K <sup>+</sup> , Na <sup>+</sup> ）の同時分析法を確立した。
主な意見	対応方針
このような成果をあげているのであれば、ルーチン業務に反映していくことが必要である。論文などで一般に啓発していくべきであり、ことあるごとに行政に提言を行っていく必要がある。	本研究の成果については、日本薬学会第133年会で発表しており、千葉県衛生研究所年報 第61号 2012年に論文として掲載した。公定法で判定が困難な場合には、本法で確定のための試験を行う。なお、行政への働きかけは、試験結果を示すことはもちろん、実績を積んだ上で行う予定である。